

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月日	平成21年4月1日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 木村 祐二		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第二部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※・・・323 ページ以降)			
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	1章	地球環境の保全	
施策(節)	1節	1 地球環境の保全		7章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策	
	3節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進				
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定） 海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）				

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	＜備考＞
	金額(単位:千円)	2,563,948	3,037,473	3,088,708	
	一般会計	2,563,948	3,037,473	3,088,708	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【オゾン層の保護・回復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 ・「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。 <p>【酸性雨対策・黄砂対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 ・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三カ国による共同研究の実施。 ・酸性雨・黄砂について、長期継続的な国内モニタリングの実施。 <p>【海洋環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。 <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 ・地球環境保全等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域の環境保全に係る支援、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備。 ・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

【オゾン層の保護・回復】

- オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じた。
- 平成19年度10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努めた。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨については、我が国の主導により EANET が平成13年から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。
- 黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。
- 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。

(研究調査)

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。



④今後の主な課題

【オゾン層の保護・回復】

- 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の増加に向けた取組強化及び機器使用時排出抑制対策の検討推進。
- 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討推進。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の検討推進。

【酸性雨・黄砂対策】

- EANETの設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。

- 越境大気汚染や酸性沈着による影響の早期把握に向けた調査研究の推進。
- 日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力体制等の検討。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、今後のあり方の見直し。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。
- 漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた検討。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。
- 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。
- 南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書（平成17年6月採択）への対応、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討、国内担保法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。
- グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。
- アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

- 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。
- より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。



⑤今後の主な取り組み

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。

- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



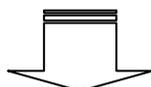
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 2-1	オゾン層の保護・回復 オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	1章2節 オゾン層保護対策
関係課・室	フロン等対策推進室
指標の名称及び単位	①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン] ②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[トン] ③PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP トン] ④(参考)南極のオゾンホール面積[万 km ²]

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	①	1,473	1,118	754	736	集計中	H32 年 0
	②	2,102t	2,298t	2,541t	3,168	集計中	— 増加傾向を維持
	③	6,215	5,376	4,181	集計中	集計中	— 減少傾向を維持
	④	2,423	2,797	2,927	2,490	集計中	—
目標を設定した根拠等	基準年	H元年		基準年の値	①5,562		
	根拠等	①モントリオール議定書					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成 19 年度 10 月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>○南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。</p> <p>○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP トン)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成 19 年度には、業務用冷凍空調機器から約 3,168 トンのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。</p> <p>○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16 年度目標、3,615 トン以下は達成)しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約 3%、ハロン 1301 は年間約 2%の割合で増加)。</p> <p>○途上国における CFC 削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいて CFC 削減プロジェクトを実施するとともに、アジア地域におけるオゾン層破壊物質の削減を推進するため国際会合の開催等による知見の提供・支援を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。</p> <p>○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。</p> <p>○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p>						

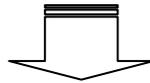


<今後の展開>

- オゾン層保護に加え地球温暖化防止の見地からも必要とされるフロン類対策について、以下のような施策を実施する。
- フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに業務用冷凍空調機器からのフロン類の更なる回収量増加方策及び機器使用時排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。

		酸性雨対策・黄砂対策							
目標 2-2		「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域での酸性雨等の大気汚染問題に関する協力を推進するとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、黄砂の被害緩和に向けた地域協力を推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ		1章3節 酸性雨・黄砂に係る対策							
関係課・室		環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課							
指標の名称及び単位		①EANETモニタリング（酸性沈着）地点数 [地点] ②EANET分析精度管理目標達成率 [%] ③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%] ④国内ライダー設置地点数（環境省設置地点） [地点]							
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	44	46	47	51	50	H24年度	55	
	②	89.3	90.6	93.0	93.4	集計中	—	100	
	③	66.7	70.0	80.0	90.3	集計中	—	100	
	④	8(2)	8(3)	9(4)	16(5)	17(5)	H24年度	17(5)	
目標を設定した根拠等		基準年	—			基準年の値	—		
		根拠等	越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂）						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○酸性雨については、我が国の主導によりEANETが2001年（平成13年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。</p> <p>○黄砂については、2008年より日中韓三カ国の共同研究が開始しており、地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献している。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実地解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめており目標達成に向け進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、我が国においても酸性雨やオゾンなどの越境大気汚染による環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。</p>							

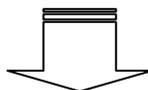
	<p>○黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET 参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET 政府間会合において、設立基盤を強化すべく、EANET の将来発展に向けた議論が進展しているところ。</p> <p>○黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。</p> <p>【効率性】</p> <p>○酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成 21 年 3 月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31 あった測定所を 27 に集約するなど、効率的に実施している。</p> <p>○黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の 5 台のライダー装置*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外 17 台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。</p> <p style="padding-left: 2em;">*地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置</p>
--	---



<今後の展開>	
	<p>○東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。</p> <p>○酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。</p> <p>○黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。</p>

目標 2-3	海洋環境の保全
	海洋環境保全に関する各条約*及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。(※具体の条約名は⑦欄に記載)
環境・循環型社会白書における位置づけ	1章4節 海洋環境の保全
関係課・室	環境保全対策課
指標の名称及び単位	①陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	378	338	320	255	集計中	21	250
	②							
	③							
目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	H15 年度		基準年の値	384			
		H19 年 4 月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19 年度の海洋投入処分実績の近似値						
評価・分析	【達成の状況】							
	○海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。							
	○漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。							
	【必要性】							
	○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成 19 年 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果的把握していく必要がある。							
	○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握する必要がある。							
	【有効性】							
	○関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。							
	○ロンドン議定書の採択に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成 19 年 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図った。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留に係る許可制度の導入を目的とした改正海洋汚染防止法が平成 19 年 11 月より施行された。							
	○国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行った。							
○NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成 20 年 11 月にリモートセンシング研修を行った。								
○バラスト水条約の発効に備えた基礎情報の収集等を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。								
○OPRC-HNS 議定書の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時における環境影響評価手法の開発等、環境省が実施すべき措置の検討を行った。								
○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。								
○二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化に関する技術開発の検討を行った。								
【効率性】								
○平成 19 年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。								
○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。								



<今後の展開>

- NOWPAP 活動に引き続き貢献するとともに、関係各国の連携を強化する。
- バラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。
- OPRC-HNS 議定書の発行に伴い、環境面からの国内体制を早急に進める必要があるため、引き続き環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。
- 海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングの基本指針等に関する策定のために更なる検討を進める。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、二酸化炭素海底下地層貯留に対する許可発給制度が平成 19 年 11 月より施行されたことから、二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境管理手法の高度化に関する検討を行う。
- 陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握するため、引き続き海洋環境モニタリングを行う。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討する。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等							
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1 章5節 森林の保全と持続可能な経営の推進							
	1 章6節 砂漠化への対処							
	1 章7節 南極地域の環境の保護							
	7 章 3 節調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等							
	7 章 9 節 国際的取組に係る施策							
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室							
指標の名称及び単位	① (間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]							
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	68.3	90.6	73.4	集計中	集計中	-	100
	②							
	③							
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	-						
評価・分析	<p>【達成の状況】 (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) ○森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。</p> <p>(国際的な貢献と連携・国際協力) ○地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。</p>							

○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCC への支援は、第5次評価報告書作成に向けた IPCC の諸活動に貢献した。
- 地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員増を確保した。
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) が、平成 21 年 1 月に打ち上げられた。

【必要性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。
- 南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。
- 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。
- 開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間や NGO 等の具体的な活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても指摘されているところである。
- 多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

【有効性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献している。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
- 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

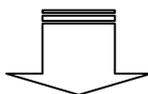
(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。
- 北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。
- WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

- 地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。

- 地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。



<今後の展開>

(森林・砂漠・南極)

- 持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行い、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行い、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。
- 我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、我が国初となる他の南極条約協議国基地等への査察実施に向けた検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極保護法の普及啓発を図る。

(国際的な貢献と連携国際協力)

- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- 環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。
- 各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 平成 21 年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を2つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)
- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成13年法律第64号)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和54年法律第136号)
- 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約)(昭和53年2月)
- 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)及び同条約96年議定書(昭和47年11月)(平成8年11月)
- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月)
- 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月)
- 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月)
- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)
- 生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)

○南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
2-1	① オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費	4,462	4,386	→
	② フロン等大気中濃度等監視調査費	20,144	20,029	→
	③ ハロン管理システム等検討調査費	5,688	5,688	→
	④ 途上国におけるフロン等対策支援事業費	20,000	46,558	→
	⑤ 冷媒フロン類排出抑制推進費	-	18,433	↑
	⑥ フロン代替製品普及推進事業費	-	6,511	→
	⑦ 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	-	16,021	↑
	⑧ 業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	18,299	-	-
	⑨ ハンフロン化推進方策検討調査費	8,080	-	-
	⑩ 液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費	15,963	-	-
	⑪ 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(再掲 1-1)	-	-	-
2-2	① 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	125,694	105,346	→
	② 国内酸性雨モニタリング推進費	233,734	252,955	→
	③ 黄砂対策推進費	36,958	35,630	↑
	④ クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	0	79,601	↑
	* 酸性雨調査研究費	-	-	-
2-3	① PICES 年次会議開催等経費	2,550	2,306	↑
	② 海洋基本計画推進経費 (平成21年度より、海洋環境モニタリング推進費、油汚染対策推進費、北西太平洋地域海行動計画推進費、OPRC 条約 HNS 議定書国内対応事業費を統合)	111,562	93,461	↑
	③ 海洋汚染対策規制基準設定等調査費	8,673	2,529	↑
	④ ロンドン議定書国内対応事業費	25,980	18,499	→
	⑤ ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理費	105,240	221,633	↑
	⑥ バラスト水条約対応基礎調査費	9,522	9,683	→
	⑦ 漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	359,859	196,000	↑
	⑧ 海岸漂着物処理推進経費	-	-	新
	⑨ 二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(再掲 1-1)	-	-	-
	⑩ 船体付着生物に伴う環境影響検討費	-	-	新
2-4	① 熱帯林等森林保全対策調査経費	17,607	22,829	↑
	② 砂漠化防止対策調査経費	18,957	18,903	↑
	③ 南極地域自然環境保全対策費	10,076	9,302	→
	④ 南極条約事務局拠出金	564	1,250	→
	⑤ 南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	5,478	25,977	↓
	⑥ 南極環境実態把握モニタリング事業費(「南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費」の組み替え)	18,627	-	新
	⑦ 国際会議等派遣等経費	160,101	196,344	↑
	⑧ 二国間国際会議関係経費	16,683	15,791	↑
	⑨ 経済協力開発機構拠出金	42,804	37,323	→
	⑩ 国際連合環境計画拠出金	170,642	155,541	→
	⑪ 国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	99,767	90,938	→
	⑫ 国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	61,082	55,676	→
	⑬ 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	-	19,062	→
	⑭ グリーン・ニューディール等国際環境政策動向分析費	-	-	新
	⑮ 日中環境協力推進費	-	23,555	→
	⑯ 北東アジア環境協力推進費	13,546	13,576	→
	⑰ 日中韓環境協力推進費	44,367	44,159	↑
	⑱ クリーンアジア・イニシアティブ推進費	-	170,552	→
	⑲ アジア太平洋環境開発フォーラムセカントステージ(APFEDII)活動推進費	92,823	90,506	↓
	⑳ アジア太平洋地域における「環境モデル都市」「環境モデ	-	-	新

	ル島」の構築支援費			
㉑	島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費	13,572	50,724	×
㉒	我が国の ODA における環境配慮強化費	19,160	18,833	→
㉓	ヨハネスブルグ・サミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	29,837	28,384	↓
㉔	開発途上国草の根環境保全活動普及推進費	7,145	8,008	→
㉕	貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	13,642	31,877	→
㉖	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 拠出金	17,820	16,560	→
㉗	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	114,448	150,113	→
㉘	地球環境戦略研究機関拠出金	550,000	550,000	→
㉙	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	110,729	134,195	↑
㉚	アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	10,000	9,760	×
㉛	地球環境研究計画策定等経費	4,047	3,984	→
*	地球環境保全等試験研究費のうち地球環境保全試験研究費	—	—	—
*	環境研究総合推進費のうち地球環境研究総合推進費	—	—	—
34	気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	—	13,295	↑
35	地球環境保全対策共通経費	94,937	96,085	↑
36	GEA国際会議フォローアップ検討調査費	15,000	—	—
37	環境保全開発援助推進費	22,839	—	—
38	G8 環境大臣会合開催経費	142,500	—	—
39	地球規模の環境問題に対応する新たな枠組み等検討会議開催経費	37,500	—	—
*	衛星搭載用観測研究機器製作費	—	—	—
*	気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	—	—	—
*	IPCC 報告書作成支援調査費	—	—	—
*	衛星による地球環境監視推進費	—	—	—

「*」の事業については、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
2-4-㉑	3年度にわたる事業実施により一定の成果が得られる見込みであるため。	これまでの成果を踏まえ、新規事項として要求予定。
2-4-㉓	同事業による途上国への技術移転が進み、一定の成果を上げたため。	地球環境研究総合推進費等の他事業にてフォローアップを行う。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 内閣官房、内閣府、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁</p> <p><昨年度評価書からの変更点></p> <p>○目標 2-1 の指標②の変更については、平成 19 年 10 月から改正フロン回収・破壊法が施行され、新たに機器整備時におけるフロン回収が義務づけられており、整備時回収量を考慮した回収率の算定が困難なため。</p> <p>○目標 2-3 の指標①の変更については、H19 年 4 月より海洋投入処分の許可制度を導入されたことを踏まえたため。</p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-①	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-②	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量
	2-1-③	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値
	2-1-④	(参考)南極のオゾンホール面積
	2-2-①	EANETモニタリング地点数
	2-2-②	EANET分析精度管理目標達成率
	2-2-③	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-④	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-①	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
	2-4-①	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率
指標の解説	2-1-①	: HCFC生産量+HCFC輸入量-HCFC輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-②	: 都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を合計したもの。
	2-1-③	: PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。
	2-1-④	: オゾン全量が220m atm-cm以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-①	: EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-②	: EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況
	2-2-③	: 酸性雨長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリング地点のうち、年間測定値が有効(年間80%以上、適正なデータを取得)な地点の割合
2-2-④	: 北東アジア地域においてネットワーク化されたライダーの設置地点数	
評価に用いた資料等	2-1-①	: オゾン層保護法第3条第2項により公表される消費量
	2-1-②	: フロン回収・破壊法に基づく平成19年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-③	: 平成19年度PRTRデータの概要ー化学物質の排出量・移動量の集計結果ー
	2-1-④	: オゾン層観測報告2007(気象庁)
	2-2-①	: EANET年次報告書
	2-2-②	: 酸性雨対策調査取りまとめ
2-2-③	: EANET分析機関間調査報告書	
2-2-④	: 環境省資料	



指標に影響を及ぼす外部要因	2-2-③ 落雷や台風等自然災害の被害による測定値取得率への影響
---------------	----------------------------------

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 金丸康夫		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※341 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画 (平成 20 年 3 月改定)			

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18 年度当初</th> <th>H19 年度当初</th> <th>H20 年度当初</th> <th rowspan="4"><備考></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(単位:千円)</td> <td>100,938,947</td> <td>93,508,028</td> <td>89,025,624</td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td>100,938,947</td> <td>93,508,028</td> <td>89,025,624</td> </tr> <tr> <td>特別会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>	金額(単位:千円)	100,938,947	93,508,028	89,025,624	一般会計	100,938,947	93,508,028	89,025,624	特別会計	—	—	—			
	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>																	
金額(単位:千円)	100,938,947	93,508,028	89,025,624																		
一般会計	100,938,947	93,508,028	89,025,624																		
特別会計	—	—	—																		
施策を構成する具体的手段	【国内及び国際的な循環型社会の構築】 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 ・3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 																				
	【循環資源の適正な 3 R の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 																				
	【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 																				
	【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 ・PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 																				
	【廃棄物の不法投棄の防止等】 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。 ・廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 																				
	【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 																				

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られている。平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検の重点的検討事項として、3つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。
- 国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008年に日本で開催されたG8環境大臣会合において、G8各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸3R行動計画」が我が国のリードにより合意され、G8北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表し、両計画に基づき「アジア3Rハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって2004年から開始された3Rイニシアティブが大きく前進した。
- さらに、平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（以下「UNEPパネル」という。）に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、21年3月にはアジア各国の政策責任者とUNEPパネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目標設定に向け期待通りの成果が得られた。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。
 - 家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。
 - 食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は9件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。
 - 建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。
 - 資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。
- 以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ672件増加し、2,081件とな

り、電子マニフェスト普及率も前年度約 9%から約 14%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。
- 国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽処理人口普及率については、平成 24 年度に 12%という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、平成 15 年度から平成 19 年度までの推移を見ると、8.12%から 8.82%へと向上しているとともに、浄化槽設置基数は平成 15 年度から平成 19 年度の 5 年間で 60 万基以上増加しており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。
- また、平成 20 年 10 月に政府与党で決定した第 2 次緊急経済対策「生活対策」において、市町村の浄化槽整備事業に対する助成事業（地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業）に対する国の助成率を 2 分の 1 に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。



④今後の主な課題

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を国内外において一層推進していくことが必要。具体的には、平成 21 年 2 月に閣議報告された第 2 次循環基本計画の進捗状況の第 1 回点検結果に基づき、リデュース・リユースを重視した 3R の推進に向けて、各種指標の分析の推進、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会に向けた政策間の連携、地域活性化の観点も視野に入れた地域循環圏を踏まえた取組の実施等が必要。
- 国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア 3R 推進フォーラム」（21 年に設立予定）をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、アジア各国における 3R 政策の戦略的・計画的な実施を支援することが必要。具体的には、3R の優良事例の創出、能力向上、コベネフィットの追求、廃棄物の不法輸出入防止などにおいて、我が国がリーダーシップを発揮することが必要。

【循環資源の適正な 3R の推進】

- 循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、とりわけリデュース、リユースの取組を進める必要がある。各種リサイクル法については、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しを進める。また、使用済小型家電に含まれるレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進す

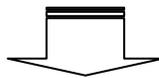
ることが必要。また、PCB 汚染物等や微量 PCB 混入廃電気機器等の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案の支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案の発生等をさせないため、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。
- 有害廃棄物の発生抑制・適正処理のため、製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。
- 国際的な循環型社会の形成に向け、有害廃棄物等の不法輸出入を防止するため、アジア地域全体での監視体制を強化することが必要。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の普及率は、平成 15 年度から平成 19 年度までの推移を見ると、8.1%から 8.8%へと向上したにとどまっており、廃棄物処理機基本計画に示されている平成 24 年度に普及率 12.0%の達成は難しい状況にある。
- 単独処理浄化槽は平成 13 年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成 19 年度は年間約 32 万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約 67%を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。
- 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）の受検率は、平成 19 年度に 25.7%と平成 18 年度に比べて 1.9 ポイント増加したものの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。



⑤今後の主な取り組み

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値的に的確に反映させるとともに、地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源のひっ迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化する。

また、3R を進展させるため、地域の実情に根ざしたコミュニティビジネスなど、循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを、関係省庁、地方自治体等の関係主体の協働により進め、低炭素かつ循環型の経済社会システムを構築し、地域の活性化も図る。

さらに、リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を行うとともに、人材育成、優良事例支援、普及啓発などの取組を広げていくことを通じて、3R の取組を一層推進する。

- アジアにおける循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、平成 21 年に設立が予定されている「アジア 3R 推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における 3R 政策の戦略的・計画的な推進を支援する。具体的には、政策対話を通じて 3R 政策の優先順位を高めるとともに、3R の優良事例を各国で創出していく。また、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していく。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 容器包装リサイクルについては、容器包装の排出抑制等についての先進的な取組について表彰制度やモデル事業として支援するとともに、容器包装のリユースの促進について検討を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月の取りまとめを踏まえた見直しを行う。自動車リサイクルについては、引き続き制度の見直しの検討を行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を行う。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

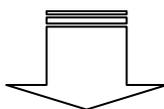
- 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。
また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。
- 製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進する。
- 国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。
- 浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①	施策の重点化等
	①	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 4-1	国内及び国際的な循環型社会の構築							
	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要							
	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組							
関係課・室	企画課循環型社会推進室							
指標の名称及び単位	①資源生産性 [万円/ト] (GDP÷天然資源等投入量) ②循環利用率 [%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) ③最終処分量 [百万ト] (廃棄物最終処分量)							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	約31	約33	約35	調査中	—	H27年度	42
	②	約12	約12	約13	調査中	—		14~15
	③	約35	約32	約29	調査中	—	23	
目標を設定した根拠等	基準年	平成12年度			基準年の値	①約26	②約10	③約56
	根拠等	第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待通りの成果が得られている。平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。</p> <p>○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008年に日本で開催されたG8環境大臣会合において、G8各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸3R行動計画」が我が国のリードにより合意され、G8北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表し、両計画に基づき「アジア3Rハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって2004年から開始された3Rイニシアティブが大きく前進した。</p> <p>○さらに、平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(以下「UNEPパネル」という。)に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、21年3月にはアジア各国の政策責任者とUNEPパネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナ</p>							

一」を開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目標設定に向け期待通りの成果が得られた。

【必要性】

- 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- 「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に基づく各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合的に進めることが必要である。
- また、世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【有効性】

- 平成18年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約33%及び約2.6ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約49%減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- 循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、土石系資源投入量を除いた資源生産性及び廃棄物分野の温室効果ガス排出削減対策などの補助指標や化石系資源に関する資源生産性及びバイオマス系資源投入率などの推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に関する詳細なデータ把握が可能となり、循環型社会の形成に向けた進捗状況を的確に反映させることが可能となった。
- 3Rイニシアティブを展開するため、我が国の知見・経験を活用し、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

【効率性】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。

評価・分析	○アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。
-------	---



<今後の展開>	
	○循環型社会の形成推進を、廃棄物発電の導入等による低炭素社会や、生物多様性の保全に配慮した自然共生社会に向けた取組と統合的に展開する。
	○循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを関係主体の協働により進め、地域の活性化も図る。
	○低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させる。
	○リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を進め、より環境負荷の低いライフスタイルへの変革につなげるための国民運動を展開し、情報発信により関係主体の積極的な取組と連携を促す。
	○我が国の3R関連の制度・技術・経験の国際展開、「アジア3R推進フォーラム」等を活用したアジア各国における3R政策の戦略的・計画的な推進の支援、資源生産性の向上などG8の3Rイニシアティブの更なる発展等を通じて、国際的な循環型社会の構築に貢献していく。

目標 4-2	循環資源の適正な3Rの推進																									
	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。																									
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要																									
	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組																									
関係課・室	リサイクル推進室																									
指標の名称及び単位	<p>①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千ト]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア. 無色のガラス製容器</td> <td style="width: 50%;">カ. プラスチック製容器包装</td> </tr> <tr> <td>イ. 茶色のガラス製容器</td> <td>キ. スチール製容器</td> </tr> <tr> <td>ウ. その他の色のガラス製容器</td> <td>ク. アルミ製容器</td> </tr> <tr> <td>エ. 紙製容器包装</td> <td>ケ. 段ボール製容器</td> </tr> <tr> <td>オ. ペットボトル</td> <td>コ. 飲料用紙製容器</td> </tr> </table> <p>②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">ア. 家庭用エアコン</td> <td style="width: 25%;">イ. テレビ</td> <td style="width: 25%;">ウ. 冷蔵庫・冷凍庫</td> <td style="width: 25%;">エ. 洗濯機</td> </tr> </table> <p>③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">食品産業全体</td> <td style="width: 25%;">ア. 食品製造業</td> <td style="width: 25%;">イ. 食品卸売業</td> <td style="width: 25%;">ウ. 食品小売業</td> </tr> <tr> <td colspan="4">エ. 外食産業</td> </tr> </table> <p>④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">ア. コンクリート塊</td> <td style="width: 33%;">イ. アスファルト・コンクリート塊</td> <td style="width: 33%;">ウ. 建設発生木材</td> </tr> </table> <p>⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]</p>	ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器	ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器	エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器	オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器	ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機	食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業	エ. 外食産業				ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装																									
イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器																									
ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器																									
エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器																									
オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器																									
ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機																							
食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業																							
エ. 外食産業																										
ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材																								

<p>ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</p> <p>⑥自動車リサイクル法における自動車破碎残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率 [%] ア. 自動車破碎残さ イ. ガス発生器（エアバッグ類）</p> <p>⑦（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数(%)] ア. 無色のガラス製容器 カ. プラスチック製容器包装 イ. 茶色のガラス製容器 キ. スチール製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 ク. アルミ製容器 エ. 紙製容器包装 ケ. 段ボール製容器 オ. ペットボトル コ. 飲料用紙製容器</p>

指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	① ア	347	342	339	332	調査中	356 (計画値)	
	イ	301	293	292	291	調査中	307 (計画値)	
	ウ	166	174	181	186	調査中	184 (計画値)	
	エ	69	71	82	83	調査中	171 (計画値)	
	オ	238	252	268	283	調査中	340 (計画値)	
	カ	471	559	609	644	調査中	1,004 (計画値)	
	キ	362	330	305	275	調査中	307 (計画値)	
	ク	139	140	134	126	調査中	152 (計画値)	
	ケ	547	555	584	583	調査中	781 (計画値)	
	コ	16	16	16	17	調査中	28 (計画値)	
	② ア	82	84	86	87	89	各年度	60
	イ	81	77	77	86	89		55
	ウ	64	66	71	73	74		50
	エ	68	75	79	82	84		50
	③ ア	45	52	53	54	調査中	H24年度	—
	イ	72	81	81	81	調査中		85
	ウ	41	61	62	62	調査中		70
	エ	28	31	35	35	調査中		45
	④ ア	-	98	-	-	調査中	H22年度	40
	イ	-	99	-	-	調査中		95
	ウ	-	91	-	-	調査中		95
	⑤ ア	76.9	75.2	76.0	75.1	調査中	各年度	95
	イ	54.8	53.2	54.7	53.7	調査中		20
	ウ	73.9	76.9	75.8	78.1	調査中		55
	エ	64.2	66.3	68.9	70.7	調査中		55
	オ	73.7	73.2	73.3	73.5	調査中		60
	カ	76.8	76.5	76.6	76.6	調査中		55
	キ	55.1	63.0	62.2	64.1	調査中		30
	ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
	⑥ ア	—	48.0~70.0	63.7~75.0	64.2~78.0	72.4~80.5	各年度	30

	イ	—	93.0～94.7	93.5～95.1	92.0～94.7	94.1～94.9		85
	⑦ ア	2,835 (92.2%)	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	調査中	H24年度	1,784 (97.9%) (計画値)
	イ	2,826 (92.6%)	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)
	ウ	2,788 (91.3%)	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)
	エ	772 (25.3%)	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)
	オ	2,796 (91.6%)	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)
	カ	1,757 (57.5%)	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)	調査中		1,517 (83.0%) (計画値)
	キ	2,995 (98.1%)	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)	調査中		1,821 (99.7%) (計画値)
	ク	2,988 (97.9%)	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)	調査中		1,822 (99.7%) (計画値)
	ケ	2,391 (78.3%)	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 (89.6%)	調査中		1,759 (96.3%) (計画値)
	コ	1,966 (66.4%)	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)	調査中		1,591 (87.1%) (計画値)
	基準年	—	基準年の値		—			
目標を設定した根拠等	根拠等	①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ②特定家庭用機器再商品化法施行令 ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針 ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則						
評価・分析	【達成の状況】 ○容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。 ○家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。 ○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は10件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。 ○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。 ○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。 以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。							

【必要性】

○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。

- ・容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約 6 割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。
- ・使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期的報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対する普及啓発等を行う必要がある。
- ・国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【有効性】

○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約 125 万トン（平成 9 年度）から約 282 万トン（平成 19 年度）に増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R 推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。

○家電リサイクル法について、平成 20 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 12,899 千台（前年度比約 6.6%増）であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

○食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国 9 箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。

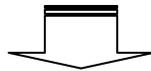
○建設リサイクル法について、平成 20 年 12 月の第 7 回の合同会合で、建設リサイクルにおける視える化などを内容とするとりまとめをまとめた。

○自動車リサイクル法について、自動車破碎残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成 20 年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。

○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成 19 年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成 20 年 12 月より会合を計 3 回開催したほか、全国 3 地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施するなど、検討を進めている。

評価・分析	<p>【効率性】</p> <p>○環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。</p> <p>○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。</p> <p>○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、495件の立入検査を行行い、うち1件について嚴重注意を行った（平成20年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は212件であった。</p>
-------	---



<今後の展開>	
○循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物の排出抑制に重点を置いた普及啓発活動を3R推進マイスターを積極的に活用して展開するとともに、平成20年4月から施行された「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」を円滑かつ着実に実施する。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。 ・家電リサイクルについては、平成21年4月より改正施行令が施行されることを受け、対象機器の追加等について混乱が生じないように、法制度を円滑かつ着実に実施する。 ・食品リサイクルについては、多量発生事業者からの定期的報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準となる原単位データの検討や食品関連事業者再生利用等の実施の促進に係る取組等を実施する。 ・建設リサイクルについては、平成20年12月にまとめられた、とりまとめを基に、必要な措置を講ずる予定。 ・自動車リサイクルについては、平成22年2月までに法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。 ・レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業の対象地域を拡大し、引き続き検討を進める。 	

目標4-3	一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要
	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組
関係課・室	廃棄物対策課

指標の名称及び単位		①一般廃棄物の排出量〔百万ト〕(国民1人当たり〔g/日〕) ②一般廃棄物のリサイクル率〔%〕 ③一般廃棄物の最終処分量〔百万ト〕 ④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量〔g-TEQ/年〕 ⑤(参考)ごみ発電の総発電能力〔MW〕 ⑥(参考)ごみ発電の総発電量〔GWh〕						
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値
指標	①	53(1,146)	53(1,131)	52(1,116)	調査中	調査中	H24年度	50
	②	18	19	20	調査中	調査中		25
	③	8.1	7.3	6.8	調査中	調査中	H22年度	6.4
	④	64	62	54	52	調査中		51
	⑤	1,491	1,512	1,590	調査中	調査中	H24年度	2,500
	⑥	7,129	7,090	7,190	調査中	調査中	H21年度	11,800
目標を設定した根拠等		基準年	①～②平成19年度 ③平成9年度 ④平成15年度		基準年の値	①52 ④71	②20	③12
		根拠等	①～②廃棄物処理施設整備計画 ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成18年度は、前年度に比べそれぞれ684千トン/年、15g/日減少している。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから目標達成に向けて着実に進展している。</p> <p>【必要性】</p> <p>○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。</p> <p>○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。</p> <p>○このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。</p> <p>○国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。</p> <p>○また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。</p>						

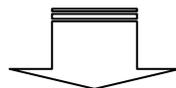
○平成 18 年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成 2 年度）に比べ、約 2 割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民 1 人当たりの排出量ともに平成 12 年度以降減少する傾向（平成 18 年度は前年度に比べ、それぞれ 70 万トン、15 g/日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加（平成 18 年度は前年度に比べ、0.6 %増加）しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成 18 年度は前年度に比べ、52 万トン減少）しているが、残余容量は約 260 万 m³ 減少しており、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の 3R 化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年 9 月策定の目標が達成されたことを受け、17 年 6 月に 22 年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により 19 年(19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで)も 18 年に比べ排出量を 2g-TEQ 削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっており、平成 18 年度は前年度に比べ、約 5%の増加にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成 20 年 3 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標（2,500MW）を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成 17 年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成 20 年度には、新たに 51 の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。
- 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



<今後の展開>

- 市町村の一般廃棄物処理事業の 3R 化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギーを進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- 廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法を導入することにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進

し、施設の長寿命化・延命化を図る。

○一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。

目標 4-4		産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）							
		産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ		4章1節 概要							
		4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組							
関係課・室		産業廃棄物課							
指標の名称及び単位		①産業廃棄物の排出量 [百万ト]							
		②産業廃棄物のリサイクル（再生利用）率 [%]							
		③産業廃棄物の最終処分量 [百万ト]							
		④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年]							
		⑤高圧トランス等（PCB 廃棄物）の保管量 [万台]							
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	417	422	418	-	-	H22 年度	458	
	②	51.3	51.9	51.3	-	-		47	
	③	26	24	22	-	-		30	
	④	(16年) 69	(17年) 73	62	58	調査中(H21 中)	H22 年	50	
	⑤	28	調査中(H21 中)	調査中(H21 中)	調査中(H21 中)	-	H28 年	0	
目標を設定した根拠等		基準年	①～③平成9年度 ④平成9年 ⑤平成13年度			基準年の値	①410 ②41 ③66 ④1,505 ⑤24		
		根拠等	①～③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ672件増加し、2,081件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約9%から約14%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○産業廃棄物については、平成18年度における排出量は418百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい（基準年の約2%増）である。また、再生利用率は約0.6ポイント減の51.3%（目標値47%以上）と減少したものの高水準を維持しており、最終処分量についても22百万トン（目標値30百万トン以下）と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。</p>							

評価・分析	<p>○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。</p> <p>○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。</p> <p>○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。</p> <p>○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成 19 年度においては前年度の排出量より 4g-TEQ 削減した。</p> <p>○PCB 廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制の整備が完了し、処理を開始しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量は平成 17 年度が 2,800 台、平成 18 年度が 5,024 台である。</p> <p>○石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。</p> <p>○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p>【効率性】</p> <p>○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。</p> <p>○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>
-------	---

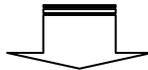


<今後の展開>	
○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。	
○PCB 廃棄物についても、処理体制の構築など確実かつ適正な処理の推進を行う。	
○廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。	
○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準のあり方の検討を進める。	

目標 4-5	廃棄物の不法投棄の防止等	
	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。	
環境・循環型白書における位置づけ	4 章 1 節	概要
	4 章 2 節	循環型社会の形成に向けた国の取組

関係課・室	適正処理・不法投棄対策室							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の不法投棄件数〔件〕 ②産業廃棄物の不法投棄量〔万ト〕 ③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数〔件〕 ④（参考）バーゼル法輸出承認件数〔件〕 ⑤（参考）バーゼル法輸入承認件数〔件〕 ⑥（参考）廃棄物処理法輸出確認件数〔件〕 ⑦（参考）廃棄物処理法輸入許可件数〔件〕							
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	673	558	554	382	H21 秋以降公表	H22 年度 H11 年度に対し概ね半減	
	②	41.1	17.2	13.1	10.2	H21 秋以降公表		
	③	7	7	4	2	H21 秋以降公表	H21 年度 0	
	④	11	15	16	55	46	—	—
	⑤	19	29	28	35	36	—	—
	⑥	78	30	23	36	33	—	—
	⑦	1	5	4	6	9	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	①～③平成 11 年度		基準年の値	① 1,049		②43.3	
	根拠等	①～③不法投棄撲滅アクションプラン						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。</p> <p>○国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化を図るなど、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。</p> <p>○廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、10 月には、「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査への立会強化等を行った。</p> <p>【必要性】</p> <p>○不法投棄等の不適正処分や不正輸出入は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、新規発覚の件数及び投棄量は減少しているが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。</p> <p>○循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。</p> <p>○廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成 16 年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成 19 年度の新たな不法投棄件数は 382 件、投棄量は 10.2 万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値（基準年の値をおおむね半減）を達成した。</p> <p>○平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、平成 20 年度末時点までの通報受付件数は約 1,000 件であった（うち対応が必要な約 500 件は自治体に連絡し、現地確認等の対応を依頼した）。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。</p> <p>○不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成 19 年度より、5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している。</p>							

	<p>る（平成 20 年度のウィーク期間中に国と自治体等が連携して実施した事業は 67 事業）。</p> <p>○都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月 17 日以降に不法投棄等の不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成 19 年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ 72 件の事案の代執行経費の支援を行った。平成 10 年 6 月 16 日以前に不法投棄等の不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成 20 年度末までに 12 事案について都道府県等が定めた実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施している。</p> <p>○廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国 10 カ所開催）、事前相談の実施（約 1,200 件）、立入検査等（約 140 件）により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。</p> <p>○アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」担当者によるワークショップの開催（第 5 回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。</p> <p>【効率性】</p> <p>○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約 490 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見・早期対応及び、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。</p> <p>○不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成 16 年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。</p>
--	--



<今後の展開>	
	<p>○不法投棄等の対策については、早期発見・早期対応及び未然防止・拡大防止を図るため、引き続き各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。また、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。</p> <p>さらに、都道府県等が不法投棄等の新規事案の発見、既存の事案の未然防止や拡大防止等を図るため、複数の都道府県等で衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策のためのモデル事業を実施する。</p> <p>○製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進することにより、環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。</p> <p>○引き続き、国内における監視体制の強化や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、循環資源の有効利用と安定的確保を図る。</p>

目標 4-6	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。
環境・循環型社会白書における位置づけ	3 章 1 節 水利用の各段階における負荷の低減
	3 章 2 節 閉鎖性水域における水環境の保全

関係課・室	浄化槽推進室							
指標の名称及び単位	① 浄化槽処理人口普及率 [%] ② (間接) 合併処理浄化槽設置基数 [基] ③ (参考) 11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む) [%]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	8.12	8.37	8.60	8.77	8.82	H24年度	12.0
	②	2,154,843	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222		
	③	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7		
目標を設定した根拠等	基準年	H19年度		基準年の値	8.82			
	根拠等	① 廃棄物処理施設整備計画〔平成20年3月25日閣議決定〕						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、平成15年度から平成19年度までの推移を見ると、8.12%から8.82%へと向上しているとともに、浄化槽設置基数は平成15年度から平成19年度の5年間で60万基以上増加しており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。 ○ また、平成20年10月に政府与党で決定した第2次緊急経済対策「生活対策」において、市町村の浄化槽整備事業に対する助成事業(地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業)に対する国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう3省合同通知を发出している。特に、浄化槽の整備においては人口散在地において効率的な整備が可能とされている。 ○ 浄化槽ビジョンや廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。 ○ 市町村設置事業への支援の拡大等をおこなった。その結果、平成19年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は8.82%となっており、前年度より上昇した。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。 ○ これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。 ○ 浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。 ○ 浄化槽市町村整備推進事業(PFI事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。 							



<今後の展開>

- 地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに、浄化槽の維持管理を適正に進める。
特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を引き上げ、浄化槽の整備をより一層進める。
- 浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や11条検査の受検率の向上を推進する。
- その他浄化槽ビジョンの提言や廃棄物処理施設整備計画等を踏まえ、面的整備の推進等による浄化槽の普及施策を行う。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

<法律>

- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- 循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成7年法律第112号）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成10年法律第97号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成12年法律第116号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成14年法律第87号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成3年法律第48号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）（平成13年法律第65号）
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）（平成15年法律第98号）
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成4年法律第108号）
- 浄化槽法（昭和58年法律第43号）

<税制>

- 再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初			H21 当初			H22 反映		
4-1	①循環型社会形成年次報告策定事務費	15,068	13,970	→						
	②循環型社会推進等経費	123,740	199,826	↑						
	③循環型社会形成推進事業費	18,175	17,893	→						
	④アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	-	153,216	→						
	⑤3Rイニシアティブ国際推進費	122,786	-	-						
	⑥UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援	19,210	17,510	→						
	⑦アジア諸国における3Rの戦略的実施支援	-	27,810	→						
	⑧循環型社会推進事業費（地方環境対策分）	30,779	29,428	→						
4-2	①容器包装に係る3R推進事業費	57,812	49,159	→						
	②容器包装3R高度化等推進事業費	82,048	95,999	↑						
	③使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	-	100,000	→						
	④電気電子機器のリユース推進事業費	-	5,320	→						
	⑤家電リサイクル推進事業	52,095	34,856	→						
	⑥資源の有効利用促進に係る適正化事業	26,106	24,209	→						
	⑦食品リサイクル推進事業費	30,182	23,437	→						
	⑧建設リサイクル推進事業費	33,100	30,390	→						
	⑨使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査	10,326	15,761	→						
	⑩循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事務費	39,744	19,026	→						
	⑪個別リサイクル法に基づく立入検査等経費（地方環境対策分）	464	464	↑						

4-3	①一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査（公共）	6,600	4,200	→
	②一般廃棄物処理事業等調査（公共）	5,400	5,000	→
	③一般廃棄物に係る新基準策定調査（公共）	3,400	2,300	→
	④適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査（公共）	2,400	1,800	→
	⑤廃棄物処理施設の効率的な整備推進に関する調査（公共）	25,800	13,200	→
	⑥一般廃棄物処理施設におけるストックマネジメント導入手法調査（公共）	18,000	16,000	→
	⑦廃棄物処理施設等標準発注仕様書作成調査（公共）	5,500	4,000	→
	⑧し尿処理施設等整備費補助（公共）	0	0	→
	⑨廃棄物循環型処理施設（公共）	13,245,000	10,653,000	↓
	⑩首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額（公共）	70,000	21,000	↓
	⑪循環型社会形成推進交付金（公共）	36,092,000	38,928,000	↑
	⑫特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	7,632	7,632	→
	⑬廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費	5,903	5,903	→
	⑭一般廃棄物処理における RoHS 規制対策物質等対策調査	18,098	-	-
	⑮災害等廃棄物処理事業費補助金	200,000	200,000	→
	⑯市町村の 3R 化改革加速化支援事業	15,078	18,720	↑
	⑰バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	10,391	-	-
	⑱廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334,361	333,533	→
	⑲廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	9,017	9,997	↑
	⑳首都圏震災廃棄物対策費	7,099	-	-
	㉑ダイオキシン削減対策総合推進費	11,985	11,985	→
	㉒廃棄物処理施設における温暖化対策事業（特別会計 再掲：1-1）	-	2,167,000	↑
	㉓廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業（特別会計 再掲：1-1）	-	5,000	→
	㉔廃棄物処理施設災害復旧費補助（公共）	0	0	→
	25 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	-	8,202	↑
	26 広域震災廃棄物対策調査	-	8,336	→
*循環型社会形成推進科学研究費補助金	-	-	-	
4-4	①産業廃棄物情報管理システム構築事業費	11,844	15,941	↑
	②廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	55,774	44,447	→
	③産業廃棄物処理事業対策立案調査指導費	4,808	4,714	→
	④産業廃棄物行政人材育成費	8,232	8,232	→
	⑤産業廃棄物排出・処理状況調査	35,225	16,278	↑
	⑥産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5,332	5,328	→
	⑦産業廃棄物処理業優良化推進事業費	49,711	33,417	↑
	⑧IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (H20 年度より電子マニフェスト普及促進事業費から名称変更)	154,647	159,040	↑
	⑨産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（公共）	2,033,000	1,930,000	→
	⑩廃棄物処理センター整備基本計画調査（公共）	20,000	14,000	↑
	⑪広域廃棄物埋立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000	→
	⑫PCB 廃棄物データベースの構築・運営	5,217	5,217	→
	⑬低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業	27,931	22,903	↑
	⑭PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000	→
	⑮PCB 処理施設整備事業（公共）	13,644,000	6,300,000	→
	⑯石綿廃棄物適正処理方策検討調査	31,671	-	-
	⑰石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	11,887	11,887	→
	⑱産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費	5,000	5,594	↑
	⑲廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業（特会 再掲 1-1）	-	-	-
	⑳廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 (特別会計 再掲：1-1)	-	-	-
	㉑安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	-	6,894	↑
	㉒廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対策)	-	6,427	↑

4-5	①不法投棄早期対応システム利用費	10,668	10,668	→
	②産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業（地方環境対策）	10,449	10,421	↓
	③不法投棄事案等対応支援事業	30,535	28,667	↓
	④不法投棄撲滅運動	13,452	—	×
	⑤産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	3,670,000	↓
	⑥バーゼル条約対策費	9,583	17,850	↑
	⑦アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	35,396	43,417	↑
	⑧バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討	14,216	13,355	↓
	⑨アジア資源循環推進ネットワーク形成事業（地方環境対策）	2,813	2,813	→
	⑩コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	39,211	37,389	↓
	⑪特別管理廃棄物処理基準設定費	16,107	12,499	↓
	⑫クリアランス廃棄物管理システム整備費	8,660	8,660	→
	⑬クリアランス廃棄物対策強化費（地方環境対策）	113	113	→
	⑭衛星画像等を使った不法投棄の未然防止対策	0	15,631	↑
	⑮国際的環境問題対策費（地方環境対策）	1,622	3,243	↑
4-6	①浄化槽対策推進費（浄化槽指導普及事業費）	28,645	28,716	↑
	②汚水処理施設の効率的整備促進に関する調査（公共）	18,700	13,000	→
	③小規模事業場への浄化槽技術適用調査（公共）	6,000	4,200	→
	④循環型社会形成推進交付金（公共）	13,040,000	14,344,000	→
	⑤浄化槽管理士国家試験費	3,495	3,566	→
	⑥浄化槽整備推進費	50,306	51,972	→
	⑦し尿処理システム国際普及推進事業費	—	21,063	↑

「*」の事業については、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
4-5-④	事業内容を見直した結果、シンポジウムを廃止したため。	国、地方、民間等の連携を図るためのワークショップ等は⑭において引き続き行う。

⑨特記事項

--

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名 目標番号 及び指標名	4-1-①	資源生産性
	4-1-②	循環利用率
	4-1-③	最終処分量
	4-2-①	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
	4-2-②	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	4-2-③	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
	4-2-④	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
	4-2-⑤	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
	4-2-⑥	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率
	4-2-⑦	（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
	4-3-①	一般廃棄物の排出量 [百万トﾝ]（国民1人当たり [g/日]）
	4-3-②	一般廃棄物のリサイクル率 [%]
	4-3-③	一般廃棄物の最終処分量 [百万トﾝ]
	4-3-④	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年]
	4-3-⑤	（参考）ごみ発電の総発電能力 [MW]
	4-3-⑥	（参考）ごみ発電の総発電量 [GWh]
	4-4-①	産業廃棄物の排出量

	4-4-②	産業廃棄物のリサイクル（再生利用）率
	4-4-③	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-④	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-⑤	高圧トランス等（PCB 廃棄物）の保管量
	4-5-①	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-②	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-③	5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-④	（参考）バーゼル法輸出承認件数
	4-5-⑤	（参考）バーゼル法輸入承認件数
	4-5-⑥	（参考）廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-⑦	（参考）廃棄物処理法輸入許可件数
	4-6-①	浄化槽処理人口普及率 [%]
	4-6-②	（間接）合併処理浄化槽設置基数 [基]
	4-6-③	（参考）1 1 条検査受検率（単独処理浄化槽を含む） [%]
指標の解説	4-1-①	GDP／天然資源等投入量
	4-1-②	循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）
	4-1-③	廃棄物最終処分量
	4-2-①	容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
	4-2-②	家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
	4-2-③	食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
	4-2-④	建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
	4-2-⑤	資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況
	4-2-⑥	自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破碎残さ又はガス発生器（エアバッグ類）について再資源化等を実施した状況
	4-2-⑦	容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
	4-3-①	一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
	4-3-②	一般廃棄物のリサイクル率（%）は、〔直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量〕÷〔ごみの総処理量＋集団回収量〕×100 で表される。
	4-3-③	一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
	4-3-④	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ 1 t あたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。
	4-3-⑤	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-3-⑥	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-4-①	事業者からの産業廃棄物の排出量
	4-4-②	産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合
	4-4-③	産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合
	4-4-④	産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量
	4-4-⑤	事業者が保管している高圧トランス等の保管量
	4-5-①	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚件数
	4-5-②	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚量
	4-5-③	4-5-①のうち、1 件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの
	4-5-④	バーゼル法の規制対象物の輸出に対する許認可件数
	4-5-⑤	バーゼル法の規制対象物の輸入に対する許認可件数

	<p>4-5-⑥：廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する許認可件数</p> <p>4-5-⑦：廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許認可件数</p> <p>4-6-①：浄化槽普及人口の総人口に対する割合</p> <p>4-6-②：現在設置されている合併処理浄化槽数</p> <p>4-6-③：浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検者の割合</p>
評価に用いた資料等	<p>4-1-①～③：循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）</p> <p>4-2-①、⑦：平成19年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について</p> <p>4-2-②：平成19年度における家電リサイクル実績について（平成20年6月3日報道発表資料）</p> <p>4-2-③：平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要（農林水産省ホームページ掲載資料）</p> <p>4-2-④：平成17年度建設副産物実態調査結果について（平成18年12月8日国土交通省報道発表）</p> <p>4-2-⑤：平成19年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について（環境省ホームページ掲載資料）</p> <p>4-2-⑥：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3-①～⑥：日本の廃棄物処理 平成18年度版</p> <p>4-4-①～③：産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成18年度実績）について</p> <p>4-4-④：廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等について</p> <p>4-4-⑤：PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p> <p>4-6-①～③：浄化槽行政組織等調査</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	4-2-①、⑦及び4-6-②：市町村合併
---------------	----------------------

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※355 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

② 施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	4,518,699	3,642,042	2,517,602	
	一般会計	4,518,699	3,642,042	2,517,602	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明及び高濃度汚染対策の実施。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

③ 施策の方針に対する総合的な評価

<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。 ○平成 20 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の 36 物質に対し、33 物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の 3 物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成 20 年度のとりまとめは見送った。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、5 物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約 100 検体について分析を行った。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。Japan チャレンジプログラムについては平成 20 年 8 月に中間評価を行い、「『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は 95 物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学

物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に化審法データベース(通称:J-CHECK)を公開した。

- 化管法については、平成21年2月にPRTRデータの第7回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成20年7月に答申が出された。

【リスクコミュニケーションの推進】

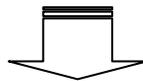
- 化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣及び追加募集による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。

【国際協調による取組】

- UNEP(国連環境計画)、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及びOECD(経済協力開発機構)化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs(残留性有機汚染物質)モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、第2回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第1回・第2回GHS日中韓専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成21年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。
- 神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成20年6月に完了し、期待通りの成果が得られた。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシン酸等のリスク評価 中間報告書」(平成20年3月公表)に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、公表・配布した。
- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。
- 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が190箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。
- 沖縄県那覇市において、毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、発見現場における緊急環境調査を実施し、毒ガス成分の不検出を確認した。



④今後の主な課題

【環境リスクの評価】

- 一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ粒子の人や生物へのリスクの把握が課題。
- 環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善と、より様々な分野においてリスク評価結果の活用を促進していくことが課題。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、疫学調査等をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、第171回通常国会に提出した改正化審法案に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。
- Japan チャレンジプログラムについては、スポンサーの協力の下、安全性情報を収集するとともに、さらにスポンサー登録数を増やすことが課題。併せて、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化

学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していくことが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

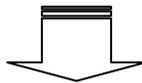
- ファンリテーターや事業者の自主的な環境リスク評価等の支援を行うための人材の確保が課題。
- 化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。

【国際協調による取組】

- SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。
- 水銀規制に関する条約制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課題。
- 関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業について引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。
- 神栖市の事案について、高濃度汚染対策における地下水処理施設の本格稼働を行い、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策の実施が必要。
- 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における環境調査の実施。
- 千葉市の事案について、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査(物理探査検知点の掘削確認)が必要。
- ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明。



⑤今後の主な取組

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。
- Japanチャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。

【リスクコミュニケーションの推進】

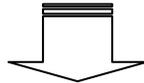
- 新たにファンリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。
- 地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。



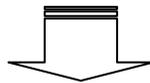
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 6-1	環境リスクの評価							
	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	5章1節 化学物質の環境リスク評価							
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室							
指標の名称及び単位	①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数()は行政需要としての調査目標値[物質] ②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	153(301)	345(345)	379(379)	330(330)	344(344)	H20年度	344
	②	57	29	29	32	33	(※毎年度更新)	36
目標を設定した根拠等	基準年	①②H16年度		基準年の値	①153 ②57			
	根拠等	①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日) ②環境リスク等初期評価を年30物質程度実施						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。 ○平成20年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の36物質に対し、33物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の3物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成20年度のとりまとめは見送った。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、5物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約100検体について分析を行った。 							

	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成20年度は、目標値344物質を達成した。 ○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。 ○環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。 ○生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大する。 ○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。 ○環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。 ○製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、国民の「安心」意識の醸成に資する。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。 ○環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。 ○製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。
--	--



<今後の展開>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。 ○環境リスク初期評価については、必要なデータのばく露、毒性等データの充実等、リスク評価の精度を上げるため、ばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施する。 ○製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。

	環境リスクの管理
目標 6-2	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	5章2節 化学物質の環境リスクの管理
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室
指標の名称及び単位	<ul style="list-style-type: none"> ①既存化学物質及び既審査新規科学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質] ②PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[ト] ③(間接) Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計)[物質] ④(間接) 個別事業所における PRTR データの開示件数[件]

⑤(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]								
⑥(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回]								
⑦(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]								
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	38	63	85	109	134	H20 年度	130
	②	39,561	39,456	35,792	35,037		-	-
	③	-	75	77	81	95	H20 年度	約 160
	④	427	307	243	230	149	-	-
	⑤	1.43	1.22	1.06	-	-	-	4
	⑥	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	各年度	毎年度 1 回
	⑦	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回		
目標を設定した根拠等	基準年	①H16 年度 ③H17 年度 ⑥、⑦H14 年度		基準年の値	① 38 ② 75			
	根拠等	①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第 156 回国会) ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム) ⑥、⑦PRTR データの届出・集計・公表は毎年度 1 回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年 1 回作成・公表することとなる。						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存科学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。Japan チャレンジプログラムについては平成 20 年 8 月に中間評価を行い、『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は 95 物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に化審法データベース(通称:J-CHECK)を公開した。なお、これまで既存化学物質点検等の取組を進めたにも関わらず、既存化学物質約 2 万物質のうち点検済の物質が極めて少ないことに鑑み、平成 20 年 12 月の中央環境審議会による答申「今後の化学物質環境対策の在り方について」を踏まえた同法の改正案を平成 21 年 2 月に閣議決定し、第 171 回通常国会に提出した。</p> <p>○化管法については、平成 21 年 2 月に PRTR データの第 7 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載しました。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成 20 年 7 月の答申を踏まえ、同年 11 月に同法施行令の改正を行った。</p> <p>○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量 4Pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成 15 年の化審法改正時の附帯決議に鑑み、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。</p> <p>○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。</p> <p>○ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○平成 16 年 4 月に施行された改正化審法に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、平成 20 年度までの 5 年間で 130 物資という目標の下、134 物質について安全性の点検を行った。また、平成 17 年 6 月に開始した「官民連携</p>							

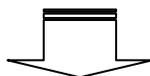
	<p>既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japanチャレンジプログラム)に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展している。平成20年8月にとりまとめた中間報告では、本プログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末までのスポンサー登録数は、95物質であった。</p> <p>○平成21年2月にPRTRデータの第7回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。</p> <p>○平成18年度のダイオキシン類の一日摂取量1.06Pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。</p> <p>【効率性】</p> <p>○化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成17年6月からはJapanチャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。平成20年8月にとりまとめた中間評価では、Japanチャレンジプログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末時点のスポンサー未登録物質が依然として31物質あること、理由としては、スポンサー未登録物質には、事業撤退や大幅な生産量低減によりすでに高生産量でない物質、食品添加物等他法令で規制されている物質等が含まれていること、及び自主的取組のインセンティブが働かないこと等が挙げられる。平成20年5月からは化審法データベース(通称:J-CHECK)を通じた、化学物質の安全性情報の一元的な発信を開始した。さらに、平成21年2月閣議決定の化審法改正案では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られる見込みである。</p> <p>○PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。</p> <p>○ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。</p>
--	--



<今後の展開>	
<p>○化審法については、今後、改正法案の検討状況を踏まえつつ、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進めるとともに、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進する。Japanチャレンジプログラムについては、平成20年8月にとりまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。</p> <p>○PRTR制度については、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象化学物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会PRTR対象物質等専門委員会の合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成20年7月の答申を踏まえ、同年11月に同法施行令の改正を行ったため、その円滑な施行に努めていく予定である。またPRTRデータの有効活用を図るため、データを地図上に表示するなどの活用策を検討する。</p> <p>○ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。</p>	

目標 6-3	<p>リスクコミュニケーションの推進</p> <p>リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。</p>
	<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p> <p>5章4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション</p>
関係課・室	環境安全課

指標の名称及び単位		①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質] ②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]						
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値
指標	①	109(※)	159(※)	209(※)	259(※)	309(※)	H21年度	354
	②	4	4	3	1	2	—	定期的開催
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(※)作成済物質の情報更新					
評価・分析		【達成の状況】						
		○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から様々な化学物質施策の理解の促進が図られたと高い評価を得、目標達成に向け進展があった。						
		【必要性】						
		○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、						
		<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備 ・「対話の推進」に資する人材育成等 ・市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」 を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。						
【有効性】								
○化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。								
○円卓会議については、ダイオキシンや身近な化学物質に係る取組を議題を取りあげ、60～100名程度の参加者(傍聴者)がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成17年度からは地方開催を行い、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。								
○この他、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するため Web 上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、利用者から高い評価を得ている。化学物質アドバイザーについては、平成20年度はその追加募集を行い、21名を追加した。								
○化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。								
【効率性】								
○化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTR や化学物質環境実態調査等に係るHPや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。								

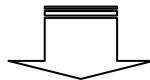


<今後の展開>

- 化学物質ファクトシートの作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。
- ファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材の確保を進め、事業者の自主的な環境リスク評価及び化学物質管理、円滑なリスクコミュニケーションの促進を行う。
- 市民の関心の高い化学物質の環境リスクの解説等を行う化学物質環境リスク時事解説書の作成や、E-ラーニングシステムを活用した化学物質学習ネットワークの構築を実施することにより、国民一般へのより一層の理解を促進する。
- 円卓会議についてはより多くの国民に参加の機会を提供することが課題であり、地方開催を行っていく。
- 上記の他、成果物の普及に係る広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

<p>目標 6-4</p>	<p>国際協調による取組 化学物質関係の各条約(POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。</p>
<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p>	<p>5 章 5 節 国際動向と日本の取組</p>
<p>関係課・室</p>	<p>環境安全課、化学物質審査室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】 ○UNEP、SAICM 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、第2回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第1回・第2回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。前述したこれらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】 ○化学物質については、地球規模での取組として国際化学物質管理戦略(SAICM)があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に対しては、新規 POPs物質の登録や条約の有効性の評価等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。 ○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。 ○化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に対しては、その本格実施を図るための検討を進めるとともに、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。特に化学品の貿易量の多い日中韓三カ国においては、GHS 分類の結果等について比較・検討し、円滑な GHS 導入を促進する必要がある。 ○国際化学物質管理戦略(SAICM)に対しては、SAICM 国内実施計画の策定及びアジア・太平洋地域における SAICM の実施等を主導する必要がある。 ○OECD 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。 ○平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。</p>

	<p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。 ○POPs 条約については、POPs 検討委員会に提案された7物質の条約対象物質への追加についての検討を行った。また、従来からの国内、東アジア地域における POPs モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。 ○PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。 ○SAICM については、国際的には、アジア・太平洋地域のフォーカルポイントを務め、地域会合等にも出席するなど、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においては、国内セミナーを開催し、関係者との国内実施計画に関する意見交換等を行った。 ○OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。 ○日中韓三カ国の情報交換については、第 2 回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを開催した。また、第1回・第2回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間における GHS 分類の違いの原因等について検討した。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○POPs 条約・PIC 条約・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。
--	--



<今後の展開>	
<ul style="list-style-type: none"> ○策定が必要な SAICM 国内実施計画について、その策定を進める。また、途上国における SAICM 実施に係る支援等を行い、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。 ○我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案等 POPs 条約の対象物質追加への積極的対応や POPs 条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直しを行う。 ○GHS の普及のため、化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備等、関連する国内の取組を強化する。 ○PIC 条約、OECD 等についても、引き続き、条約対象物質の追加やテストガイドラインの新規検討等、必要な検討及び対応を行う。 ○日中韓の情報交換については、平成 21 年度に第3回 GHS 日中韓専門家会合及び第3回化学物質政策ダイアログを開催する。 	

目標 6-5	<p>国内における毒ガス弾等対策</p> <p>平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。</p>
環境・循環型社会白書における位置づけ	5 章 6 節 国内における毒ガス弾等に係る対策
関係課・室	環境リスク評価室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成 21 年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。 ○神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成 20 年6月に完了し、期待通りの成果が得られた。

評価・分析

- ラットを用いたジフェニルアルシリン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシリン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシリン酸等のリスク評価 中間報告書」(平成 20 年3月公表)に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを公表・配布した。
- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。
- 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が計190箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。
- 沖縄県那覇市において、毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、発見現場における緊急環境調査を実施し、毒ガス成分の不検出を確認した。

【必要性】

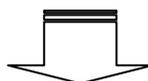
- 茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、依然として高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域について、汚染範囲の拡大及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15 歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を整備する必要がある。
- 千葉県千葉市の事案について、被害の未然防止の観点から、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査(物理探査検知点の掘削確認)を実施する必要がある。

【有効性】

- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案を A～D の 4 つに分類し、各事案に応じた施策を講じている。A 事案については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル(土地改変指針)を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を実施した。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシリン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 健康に関する調査研究では、「DPAA 等のリスク評価 中間報告書」を分かりやすく解説したパンフレットを作成・配布し、地域住民の健康影響と健康不安への対応として一定の成果が得られた。
- 毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付けるとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等に係る情報を発信し、毒ガス弾等による被災の未然防止に資した。

【効率性】

- 関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。
- 調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。



<今後の展開>

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について、必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

⑦予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等				
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)				
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)				
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20当初	H21当初	H22反映
6-1	①化学物質複合影響評価等調査費	35,254	21,353	→
	②化学物質リスクアセスメント基礎調査	19,587	0	-
	③化学物質の環境リスク基礎情報検討調査費	209,318	37,455	→
	④小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	146,221	192,757	↑
	⑤POPs条約総合推進費	233,031	47,370	→
	⑥化学物質対策推進共通経費	57,415	56,079	↑
	⑦POPs監視事業費	0	148,160	↑
	⑧化学物質複数媒体評価等事業費	-	7,750	↑
	⑨化学物質所期リスク評価・手法開発事業費	0	114,051	→
	*環境ナノ粒子環境影響調査	-	-	-
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費	-	-	-
	*化学物質の内分泌かく乱作用等についてのリスク管理のための社会システム構築事業	-	-	-
	*化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	-	-	-
6-2	①ダイオキシン類総合調査費	112,026	102,057	→
	②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	437,105	433,210	↑
	③化学事故総合対策検討調査	19,890	9,202	×
	④PRTR制度運用・データ活用事業	212,272	204,381	→
6-3	①化学物質環境安全社会推進費	72,479	72,547	→
6-4	①経済協力開発機構分担金	14,475	11,264	→
	②POPs条約拠出金	19,461	17,841	→
	③化学物質国際協力費	39,786	-	-
	④化学物質国際対応事業費	-	37,083	↑
	*国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	-	-	-
6-5	①茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	112,046	110,328	→
	②健康に関する調査研究	300,001	242,312	→
	③環境調査等業務	436,697	496,101	→
	④毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動	37,966	37,953	→
	⑤神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件事務費	2,572	2,572	→

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
6-2-③	一定の成果が得られたため	

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に関係する府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標の解説
6-1-①	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数
6-1-②	環境リスク等初期評価実施物質数
6-2-①	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
6-2-②	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
6-2-③	(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
6-2-④	(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数
6-2-⑤	(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量
6-2-⑥	(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
6-2-⑦	(参考)PRTR データの集計等及び公表
6-3-①	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
6-3-②	(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数
指標の解説	<p>6-1-①:化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数</p> <p>6-1-②:環境リスク等初期評価を実施した物質数</p> <p>6-2-①:既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数</p> <p>6-2-②:PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量</p> <p>6-2-③:Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われる物質数</p> <p>6-2-④:化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。</p> <p>6-2-⑤:ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量</p> <p>6-2-⑥:PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。</p> <p>6-2-⑦:化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。</p> <p>6-3-①:新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数</p> <p>6-3-②:化学物質と環境円卓会議の年間開催回数</p>
評価に用いた資料等	



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 梶原 成元		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※372ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	3 環境情報の整備と提供			
その他関連する個別計画	電子政府構築計画、重点計画 2007 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)				

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	5,446,9609	4,652,319	4,092,854	
	一般会計	5,446,9609	4,652,319	4,092,854	
特別会計	0	0	0		
施策を構成する具体的手段	<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した同計画に係る取組の普及啓発。 <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。 ○環境影響評価法施行後 10 年に向けて環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究、適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。 ○戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEA ガイドライン)の適用事例の積重ね及び SEA ガイドラインに基づく環境保全の見地からの環境省意見の提出。 <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。 ○研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。 <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続きの電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。 ○国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。 				

③ 施策の方針に対する総合的な評価

<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次環境基本計画(平成 18 年 4 月 7 日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEAガイドラインに基づく戦略的環境アセスメント(SEA)の具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEA ガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめる等、上位計画におけるSEAの導入に向け一定の進展があった。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成15年度開始の3課題について、平成20年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。

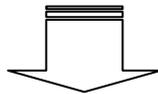
【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成21年3月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。

○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。

○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。

○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。



④今後の主な課題

【環境基本計画の効果的実施】

○各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価について、環境に対する新たなニーズに対する法の見直しを含めた対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等の間での情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、SEAガイドラインを踏まえた取組の推進、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。

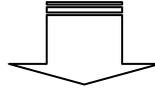
また、中長期を見据えたナノテク技術開発や「21世紀環境立国戦略」などにおいて、環境エネルギー等日本の技術力による経済成長と国際貢献が重視していることから、我が国の環境技術の情報を国内外問わず、発信することが必要。

○競争的研究資金については、その充実及び連携等の強化が課題。

○環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての研究を進めることが課題。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。
- 環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。
- 環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携を構築することが課題。



⑤今後の主な取組

【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

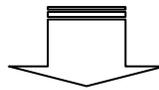
- 環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。SEA ガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たっての SEA に関する検討を進める。また、フォローアップの充実、SEA ガイドラインに基づく効果的な SEA の実施のため、体制を強化する。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 平成 18 年 3 月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。
- 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。
- 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。
- 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。
- 地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。
- 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。
- 環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	—

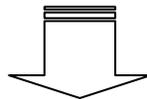
みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。

【有効性】

- 第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。
 - ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
 - ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
 - ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること
- 平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成20年に第2回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

【効率性】

- 第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。
- インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「英語版環境・循環型社会白書」については北海道洞爺湖サミットで広く配布したほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。



<今後の展開>

- 引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。
- 引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。
- 第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針の見直しを行う。
- 引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。

目標 9-2	環境アセスメント制度の適切な運用と改善
	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章2節 環境影響評価等

関係課・室		環境影響評価課						
指標の名称及び単位		①(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] ②(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]						
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値
指標	①	152(102)	161(111)	169(119)	177(127)	179(129)	—	—
	②	4	4	4	5	5		
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	—					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報を、インターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEAガイドラインに基づくSEAを含む具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEAガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめる等、上位計画におけるSEAの導入について進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。</p> <p>○環境影響評価法附則第7条において、施行後10年を経過した場合において法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法施行後10年目を迎える平成21年に向けて、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施することが必要である。</p> <p>○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。</p> <p>○環境に対する新たなニーズへの対応や、最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントについては、平成18年度に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をとりまとめたところであり、同ガイドラインを踏まえて取組についての検討や実施事例の積重ねを進めることが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正(平成18年3月)により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。</p> <p>○平成20年度は環境影響評価法に基づく手続が6件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成20年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった6件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や道路交通騒音に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究については、学識経験者からなる環境影響評価制度総合研究会を現在までに計7回開催しており、現状と課題の</p>						

整理、関係者ヒアリング、課題ごとの論点整理に向けた検討を行っている。

- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待通りの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続き中の案件の周知を行っているが、平成20年度には新たに環境影響評価法による評価書11冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなることから、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則を改正するなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。
- SEAについては、国土交通省においてSEAを含むものとして平成20年4月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられた。また、SEA ガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を平成21年3月に取りまとめた。SEA ガイドラインに基づくSEAの実施については、那覇空港構想段階の検討に対してSEAが実施され、環境保全の見地からの環境省意見を述べた。地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数(参考指標②)については、平成19年度末に千葉県が実施要綱を策定し1件増加した。このように、SEAの導入について一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【効率性】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

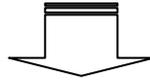


<今後の展開>

- 環境影響評価法については、平成21年6月に完全施行から10年を迎えるところであり、環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。
- 平成16年度に見直しが行われた基本的事項については、内容全般について概ね5年程度を目途として点検をすることとされており、第2回点検のための検討を進める。
- 生態系分野に関する調査・予測手法の検討、環境保全措置に関する環境技術情報等の体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、方法書等の閲覧や意見提出におけるITの活用や、より分かり易い方法書等の作成の促進、関係者間のコミュニケーションの促進、新たな事業分野における環境アセスメントの検討などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
- SEA ガイドライン等を踏まえて、引き続き、取組についての検討や実施事例の積重ねを進め、それら取組の状況等を踏まえてSEAガイドラインの充実を図る。さらに、より上位の計画や政策の決定に当たってのSEAに関する検討を進める。
- 環境影響評価手続を終了した案件のフォローアップの充実、SEA ガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、地方環境事務所の体制の整備・強化を引き続き進める。

目標 9-3	環境問題に関する調査・研究・技術開発							
	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等							
関係課・室	環境研究技術室、環境計画課							
指標の名称及び単位	①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	0/5	0/6	0/6	3/8	5/8	H19年度末 H20年度末 H21年度末	【技術の実用化数】 3 5 6
目標を設定した根拠等	基準年	H15年			基準年の値	—		
	根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成15年度開始の3課題について、平成20年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立つことがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。</p> <p>○ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。</p> <p>【効率性】</p> <p>○競争的資金(環境技術開発等推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、</p>							

研究管理を行う PD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

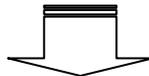


<今後の展開>

- 研究・技術開発成果の社会還元効率化を図るため、「環境技術開発等推進費」と「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」の統合を図った上で、戦略指定領域(トップダウン型)の拡充、戦略一般領域(ボトムアップ型)における「統合的・総合的研究枠」の新設を行い、平成 21 年度から実施。
- 諸外国の政策動向等の調査分析、各都道府県における太陽光発電の普及促進のための戦略等を検討する。
- 地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、地方環境研究所を中心とした人材ネットワークの形成等を図る。
- 環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行う。

目標 9-4	環境情報の整備と提供・広報の充実							
	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	7 章4節 環境情報の整備と提供・広報の充実							
関係課・室	環境情報室、広報室、環境計画課							
指標の名称及び単位	① 環境情報に関する国民の満足度[%] ② (参考)環境省ホームページアクセス件数[百万アクセス] ③ (参考)環境省ホームページファイル数[万ファイル] ④ (参考)環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数[百万アクセス]							
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年 (毎年度更新)	目標値	
指標	①	-	-	24.9	17.7	(P)	-	90
	②	117	162	197	234	(P)	平成 19 年度	190
	③	18	22	34	32	(P)	平成 19 年度	25
	④	-	-	3.2	4.4	(P)	平成 19 年度	3.5
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	第三次環境基本計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成 21 年3月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。 ○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。 ○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。 ○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。							

<p>【必要性】</p> <p>○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。</p> <p>○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。</p> <p>○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。</p> <p>【効率性】</p> <p>○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに当たっているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取り組みが必要。</p> <p>○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。</p> <p>○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。</p>



<p><今後の展開></p> <p>○インターネットの普及に伴い環境省ホームページを利用する主体や利用目的も多様化している状況を踏まえ、利用者本位の環境情報を整備すると共に、様々な個別ページについて、デザインや文書の構造など利用者視点からの見直しを行う。なお、環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画に基づく情報基盤の整備を、平成23年度までに実施する。</p> <p>○関係機関の協力も得て、各種媒体を通じた広報活動を年間を通して行う。「環境の日」を中心とした「環境月間」には、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、関連行事を実施する。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
【環境研究技術】				
公害防止等試験研究費（一括計上）について、環境省設置法第4条第1項第3号に基づく施策				
【環境情報】				
環境基本法、「電子政府構築計画」等の電子政府の施策				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20当初		
		H20当初	H21当初	H22反映
9-1	①国土利用計画に係る環境保全施策の策定の検討	2,309	2,310	×
	②環境行政年次報告書作成費	12,272	12,272	↑
	③環境保全経費の見積りの方針の調整事務費	2,256	2,264	→
	④環境基本計画推進等事務費	1,122	2,425	↓
	⑤環境基本計画及び環境白書に係る普及啓発(H21 予算事項名 環境基本計画に係る普及啓発)	20,516	5,700	×

	⑥指標に基づく第三次環境基本計画の実施状況調査経費	15,241	15,245	↓
	⑦第四次環境基本計画の策定に向けた検討経費	—	—	新
9-2	①環境影響評価制度等推進費	37,645	37,972	→
	②環境行政年次報告書作成費	36,303	29,555	↑
	③環境保全経費の見積りの方針の調整事務費	18,647	18,173	→
	③環境影響評価制度充実推進費	18,647	18,173	→
	④環境影響評価技術調査費	28,451	48,351	↑
	⑤環境影響評価審査実施経費	23,430	20,446	↑
	⑥環境影響評価追跡調査費	17,757	14,465	↑
	⑦環境影響評価体制強化費	11,057	10,779	↑
9-3	①公害防止等試験研究費(一括計上予算)	742,326	616,052	→
	②環境技術開発等推進費 (H21 予算事項名 環境研究・技術開発推進費)	836,000	1,160,000	↑
	③環境研究連絡調整等経費	7,761	7,761	→
	④ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業(H21 環境研究・技術開発推進費に統合)	453,000	0	×
	⑤環境研究・技術開発推進事業	24,141	48,514	→
	⑥環境技術実証事業	182,915	174,891	→
	⑦地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	43,959	41,294	→
	⑧環境研究・技術開発の戦略的発信事業	9,449	9,717	×
	⑨環境試料タイムカプセル化事業	80,465	84,269	→
	⑩地方における環境調査研究機能強化費	—	3,764	×
	⑪太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費	—	30,000	→
	⑫世界に貢献する環境経済の政策研究	—	400,000	↑
	地域産学官連携環境先端技術普及モデル策定事業	—	500,000	新
	*酸性雨調査研究費(2-2)	55,024	46,941	↑
	*衛星搭載用観測研究機器製作費(2-4)	300,000	180,000	↓
	*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費(2-4)	262,951	237,403	↑
	*IPCC 報告書作成支援調査費	28,637	19,115	↑
	*大気汚染特別調査費(3-1)	1,366	1,336	→
	*微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費(3-1)	279,058	211,143	→
	*騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査(3-2)	8,006	8,027	→
	*機器の低騒音化と低炭素社会の形成に向けた騒音ラベリング制度導入検討調査費(3-2)			新
	*環境汚染等健康影響基礎調査費(3-5)	104,188	90,689	↑
	*農業対策調査研究費(3-5)	56,833	55,190	↑
	*循環型社会形成推進科学研究費補助金(4-3)	1,135,000	1,803,000	↑
	*環境ナノ粒子環境影響調査(6-1)	3,000	3,000	×
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費(6-1)	363,920	256,241	↓
	*化学物質の内分泌かく乱作用等についてのリスク管理のための社会システム構築事業(6-1)	66,470	10,722	↓
	*化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費(6-1)	567,999	424,477	↓
	*国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査(6-4)	104,650	69,467	↓
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(7-1)	52,194	41,755	↓
	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費(7-1)	19,199	16,315	→
	*水俣病に関する総合的研究(7-2)	46,618	37,294	↓
	*国立水俣病総合研究センター調査研究費(7-2)	343,021	370,911	↑
*環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(7-4)	5,796	5,796	→	
*衛星による地球環境監視推進費(2-4)	—	—	新	

9-4	①情報基盤の強化対策経費	1,152,375	1,152,375	→
	②環境月間関連行事開催等実施経費	66,120	66,120	→
	③国民との直接対話による環境政策評価推進経費	5,531	5,531	→
	④環境行政普及徹底費	42,653	42,653	→
	⑤環境情報戦略策定等事業費	11,851	-	×
	⑥環境政策研究調査等経費	35,020	35,020	×
	⑦環境保全に関する調査、研修等に必要経費	153,635	153,635	↓
	⑧上海国際博覧会関係費	-	20,910	→

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
9-1①	⑦第四次環境基本計画の策定に向けた検討において、必要に応じて検討することとした。	⑦第四次環境基本計画の策定に向けた検討において、必要に応じて検討する。
9-1⑤	環境基本計画に係る普及啓発に当たっては、平成19年度にパンフレットを作成し、配布しているところ。次期計画策定までの間、同パンフレットの残部により普及啓発を図ることとした。	環境基本計画の点検の一環として開催する環境シンポジウム等において、パンフレットの配布等により普及啓発を図っていく。
9-3⑧	効果・効率的な情報発信の観点から、国立環境研究所における情報発信と連携し、当予算事項では、当初の予定であった網羅的な情報発信から、メッセージ性をより強化したテーマの絞り込み・厳選を行った結果、更新経費の圧縮の見通しが立ったため。	国立環境研究所と連携し、よりメッセージ性を強めた効果・効率的な情報発信を行っていく。
9-3⑩	戦後最大・世界規模の経済危機の中、その低下が危ぶまれる地方における環境調査研究機能を維持・強化するための方策をまとめることが急務であり、事業計画を1年前倒したため。	今年度中に地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策を策定・提言する。
9-3	環境ナノ粒子環境影響調査(6-1) 一定の成果が得られたため、21年度限りで業務を終了することとした。	

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p>○「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)、「重点計画-2007」(2007年(平成19年)7月26日IT戦略本部決定。)等の電子政府の施策に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組、情報セキュリティ対策の充実・強化の取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組を政府全体で推進する</p> <p>○施政方針演説:第169回国会(平成20年1月18日)</p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p>○厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省【目標9-2】</p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	9-1-① a	(参考) (地球温暖化分野) 温室効果ガスの年間総排出量
	9-1-① b1	(参考) (物質循環分野) 資源生産性
	9-1-① b2	(参考) (物質循環分野) 循環利用率
	9-1-① b3	(参考) (物質循環分野) 最終処分量

	9-1-① c1	(参考) (大気循環分野) 大気汚染に係る環境基準達成率
	9-1-① c2	(参考) (大気循環分野) 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数
	9-1-① d1	(参考) (水環境分野) 公共用水域の環境基準達成率
	9-1-① d2	(参考) (水環境分野) 地下水の環境基準達成率
	9-1-① e	(参考) (化学物質分野) PRTR 対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	9-1-① f	(参考) (生物多様性分野) 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	9-2-①	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数 (当初から法によるもの)
	9-2-②	(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数
	9-3-①	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	9-3-②	環境技術の環境保全効果等の実証着手分野数・体制確立分野数
	9-4-①	環境情報に関する国民の満足度 [%]
	9-4-②	環境省ホームページアクセス件数
	9-4-③	環境省ホームページファイル数
	9-4-④	環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数
指標の解説	9-1-① a	温室効果ガスの年間総排出量
	9-1-① b1	GDP/天然資源等投入量
	9-1-① b2	循環利用量/ (循環利用量+天然資源等投入量)
	9-1-① b3	廃棄物の埋め立て量
	9-1-① c1	NO2 (自排局) についての達成率 (達成測定局数/有効測定局数で算定 (全国))
	9-1-① c2	東京都の年間の熱帯夜日数
	9-1-① d1	BOD (河川)・COD (湖沼・海域) の環境基準達成率
	9-1-① d2	地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率
	9-1-① e	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量の合計 (大気)
	9-1-① f	脊椎動物について、絶滅のおそれのある種数/評価対象種数
	9-2-①	環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数 (既に手続きを終了した案件、或いは現在手続中の案件の累積)
	9-2-②	上位計画等に係る環境影響評価に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数
	9-3-①	ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数
9-3-②	環境技術実証モデル事業を行っている対象技術分野の数	
9-4-①	「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中、「環境情報の満足度」における15項目の満足度 (「十分満足している」又は「まあ満足している」と答えた人の割合) の平均値	
9-4-②	インターネットを通じ環境省ホームページ (トップページ) にアクセスされた件数	
9-4-③	環境省ホームページに掲載されているファイル数 (情報量)	
9-4-④	インターネットを通じ環境省ホームページ (英語版ページ) にアクセスされた件数	
評価に用いた資料等		



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--